

(7)

現天守閣と建築基準法

第3条 (適用の除外)

制定：昭和25年法律第201号 施行：昭和25年11月23日

第3条 (適用の除外)

- 1 この法律並びにこれに基く命令及び条例の規定は、国宝保存法（昭和4年法律第17号）、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の適用を受ける建築物を建築し、修繕し、又は模様替する場合には、適用しない。

改正：昭和26年法律第318号 施行：昭和26年12月24日

第3条 (適用の除外)

- 1 この法律並びにこれに基く命令及び条例の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて国宝、重要文化財、特別史蹟名勝天然記念物若しくは史蹟名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物を建築し、修繕し、又は模様替する場合には、適用しない。

改正：昭和34年法律第156号 施行：昭和34年12月23日

第3条 (適用の除外)

- 1 この法律並びにこれに基く命令及び条例の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要民俗資料、特別史蹟名勝天然記念物若しくは史蹟名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物及びこれらの建築物であつたものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、適用しない。

改正：平成4年法律第82号 施行：平成5年6月25日

第3条 (適用の除外)

- 1 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。
 - 一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史蹟名勝天然記念物又は史蹟名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
 - 三 文化財保護法第98条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の

規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

【現行】 第21条（大規模の建築物の主要構造部等）

制定：昭和25年法律第201号 施行：昭和25年11月23日

第21条（大規模の建築物の主要構造部）

- 1 高さ13m、軒の高さ9m又は延べ面積3,000㎡をこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を木造としてはならない。
- 2 高さ13m又は軒の高さ9mをこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れん瓦造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としてはならない。但し、特別の補強をし、且つ、構造計算によつて、その構造が安全であることを確かめた場合においては、この限りでない。

【現行】 第62条（準防火地域内の建築物）

制定：昭和25年法律第201号 施行：昭和25年11月23日

第62条（準防火地域内の建築物）

- 1 準防火地域にある建築物で、階数が3以上であり、又は延べ面積が500㎡をこえるものは、主要構造部を耐火構造としなければならない。但し、前条第二号に該当するものは、この限りでない。
- 2 準防火地域内にある木造の建築物は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。但し、前条第四号に該当するものは、この限りでない。